様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　殿

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第１９条の１９第１項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内に　　に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）